

## 専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度 Q & A

Q. 見える化評価実施機関の専門工事業団体に加入していなくても、評価申請できますか。

A. 申請することができます。

(参考)「専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン」4.(2)①において、申請者が見える化評価実施機関に加入していることを申請の要件としてはならない旨が規定されています。

Q. 当社の職種はまだ見える化評価の対象となっておりません。今後評価は受けられますか。

A. 現在認定している評価職種以外についても随時追加を予定しています。しばらくお待ちください。

Q. 評価結果に有効期限はありますか。また、毎年評価を受けなければいけないのですか？

A. 評価結果の有効期限は1年となっています。申請は任意ですが、毎年、企業の状況に応じた評価を受けていただくことが望ましいです。

Q. 所属する技能者全員の建設キャリアアップシステムへの技能者登録が済んでいませんが、見える化評価の申請はできますか。

A. 申請は可能です。ただし、技能者登録が済んでいない技能者については、登録者数や能力評価のレベルを評価する項目については評価が反映されませんのでご注意ください。

Q. 所属する技能者全員の能力評価が済んでおらず、大半がホワイトカードとなっていますが、見える化評価では評価されないのでしょうか。

A. 見える化評価自体は、申請する専門工事企業が建設キャリアアップシステムに事業者登録を行っていただければ申請できます。

見える化評価の項目の一つに、能力評価においてレベル3以上の技能者の割合がありますので、ホワイトカードをお持ちの技能者の方については、保有資格や経験年数を確認の上、能力評価を行っていただくことをおすすめします。

Q. 見える化評価を受けるメリットを教えてください。

A. 技能者を雇用し、育成している企業が、元請企業や発注者等から評価されることで、選ばれる環境が整備され、受注機会や技能者の処遇改善につながります。建設工事の施工を担う専門工事企業の施工能力などが客観的に示されることで建設業に対する信頼や安心感の向上につながることも期待されます。

Q. 見える化評価実施機関によって評価手数料が異なる理由を教えてください。

A. 職種ごとの業界規模やそれに伴う団体での事務量に応じて各団体が設定を行うため、団体ごとの事情によって手数料が異なる場合があります。

(参考)「専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン」4.(2)⑤において、見える化評価実施機関が、申請者から評価手数料を徴収することも可能とする旨が規定されています。

Q. 団体によって会員・非会員で評価に要する手数料が異なる場合がある理由を教えてください。

A. 手数料は申請者の見える化評価実施機関への加入の有無にかかわらず同一の料金とすることが原則となっていますが、手数料徴収に当たり、団体加入に伴う会費等を考慮した手数料を設定することも可能とされており、団体によっては会員・非会員で手数料が異なる場合があります。

(参考)「専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン」4.(2)⑤において、手数

料は、申請者の見える化評価実施機関への加入の有無にかかわらず、同一の料金とすることを原則とする。ただし、手数料の徴収に当たり、団体加入に伴う会費等を考慮した手数料の設定を可能とする旨が規定されています。

Q. 見える化評価のロゴマークはどのように使用することができますか。

A. 見える化評価を受けた企業は、ロゴマークを企業のホームページやヘルメットへの貼付などによって自社をPRしていただくのに使用することができます。ロゴマークの使用については、評価実施団体にお問い合わせください。

Q. 当社は経営事項審査を受審していますが、見える化評価も申請する必要はありますか。

A. 経営事項審査は、建設業法に基づき公共工事を直接請け負う際に受審が必要となるものです。見える化評価の申請は任意のもので、経営事項審査のように公共工事の際に必須となるものではありませんが、専門工事企業としての客観的評価という観点から積極的に申請し、評価結果を活用していただくようお願いします。

Q. 当社は複数業種の建設業許可を取得していますが、見える化評価は個別の職種ごとに申請するのですか。

A. 見える化評価は、職種ごとの施工能力等を評価するものであるため、個別の職種ごとに行うものです。評価を受けたい職種について、それぞれの見える化評価実施機関へ申請を行ってください。

Q. 見える化評価の評価主体はどの主体という位置づけでしょうか。

A. 見える化評価は、個別の職種ごとの専門工事業団体（見える化評価実施機関）が、国土交通大臣から認定を受けた評価基準に基づいて、評価を実施しております。

Q. 評価結果は、自社のホームページなどで提示することはできますか。その際の留意事項があれば教えてください。

A. 評価結果は、自社のホームページ等で企業PRに活用いただくことができます。使用にあたっては、評価を受けた職種、評価3項目の星の数、有効期限を明示するようにして下さい。

Q. 見える化評価の項目は3項目の★マークですが、自社の強みとなる評価項目の詳細な内容を積極的に開示してアピールすることはできるのでしょうか。

A. 各企業の判断により、評価項目の詳細な内容を自社のホームページなどで公表していただくことで、自社の積極的なPRにご活用いただくことが可能です。

Q. 評価結果通知書の再発行はできますか？

A. 評価結果の有効期限内であれば原則可能です。詳細については評価実施機関にお問い合わせください。

Q. 見える化評価は職種ごとに対象となっていますが、評価対象となる「建設キャリアアップカード保有者数」「技能者の割合」「勤続年数」は、評価対象となる職種に限られるのでしょうか。

A. 評価項目のうち、建設キャリアアップカードのレベルに関係する評価項目（所属技能者に占める能力評価レベル3以上の者の割合）については、評価対象となっている職種に関する所属技能者のみが対象となります。建設キャリアアップカードの保有者数等の項目については、評価対象となっている職種に属さない所属技能者についても対象とすることも可能となっております。詳細については評価実施機関にお問い合わせください。

い。(参考)「専門工事企業の施工能力等の見える化評価制度に関するガイドライン」3.(2)④(a)では、他の能力評価実施機関による能力評価を受けた所属技能者については、建設キャリアアップカードの保有者数等、建設キャリアアップカードのレベルに関係のない評価項目の対象とすることは可能とする旨が規定されています。

- Q. 見える化評価を申請するために専門工事企業が備えておくべき要件を教えてください。
- A. 見える化評価は、建設キャリアアップシステムへ登録、蓄積した情報、能力評価制度に基づく建設技能者のレベルの判定による情報を中心に、その他客観的に判定できる情報により評価を行います。職種により、評価項目が異なりますので、建設キャリアアップシステムへの事業者・技能者情報の登録、蓄積や所属技能者の能力評価を実施していただくほか、詳細は、評価実施団体へお問い合わせください。
- Q. 評価は★印の数で見える化されますが、★印が多い方が優良企業ということなのでしょうか。★印の数をどのように参考にすればよいのか教えてください。
- A. 見える化評価では、建設キャリアアップシステムへ登録した情報等や客観的に把握できる要素（建設業許可情報、財務状況、社会保険加入状況、建設技能者に関する情報等）により、☆から☆☆☆☆の4段階評価を行います。★の多さだけでなく、見える評価を受けている企業が自社の強みや透明性をアピールするものでもありますので、それぞれの評価基準をご参照の上、取引の際の判断材料の一つとしてご活用下さい。